

佐倉都市計画地区計画の決定（佐倉市決定）

都市計画ユーカリが丘六丁目地区地区計画を次のように決定する。

平成16年8月6日告示

名 称	ユーカリが丘六丁目地区地区計画	
位 置	佐倉市ユーカリが丘六丁目の一部の区域	
面 積	約 5. 24 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、京成ユーカリが丘駅の北に位置し、宅地開発による計画的な住宅地として、土地利用及び都市施設の整備がなされ、良好な住環境が形成されている区域である。</p> <p>そこで、地区計画を策定することにより、将来にわたり良好な住環境を維持、及び、保全することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区は、幅員6mの街区道路が整備されるとともに、一戸建て住宅を主体とした閑静な住宅地が概ね形成されているため、継続して良質な低層住宅地としての住環境が損なわれないよう維持、及び、保全を目指し、快適でゆとりある住環境の整備を図る。</p>	
面 積	約 5. 16 ha	
地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ただし、公益上必要なもので市長が認めたものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 長屋 二 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	建築物の敷地面積の最低限度	179 m ²
	壁面の位置の制限	<p>1. 建築物の外壁の面、又は、これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 敷地境界線からの距離が1m未満にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの 二 建築物に付属する別棟の車庫 三 建築物に付属する別棟の物置で、高さが2.5m以下、かつ、床面積が5 m²以下のもの <p>2. この規定が施行された際、現に前項の規定に適合しない部分を有する建築物については、当該不適合部分を含まず、かつ、建築基準法第6条第1項の確認を要しない増築又は改築の場合は、当該不適合部分に限り、前項の規定は適用しない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由：ユーカリが丘六丁目地区の良好な住環境の維持及び保全を図るために地区計画を決定する。

※建築確認申請を伴う場合は地区計画の届出は不要となります。

ユーカリが丘六丁目地区 地区計画 計画図

